# 任意継続被保険者制度について

## ***退職後の健康保険***

退職により健康保険の被保険者資格を失うため、退職日の翌日から今まで使っていた資格確認書等(発行済みの方）は使用できなくなります。
退職後は、それぞれの状況に応じた医療保険に加入することになります。

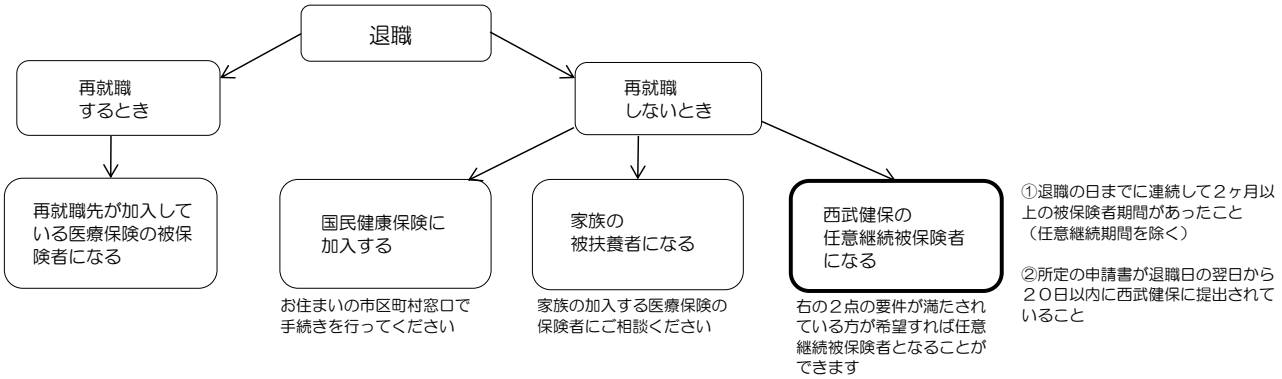


## ***制度の概要***

【加入期間】
任意継続被保険者となってから２年間です。
次の事由に該当した場合、任意継続被保険者の資格を失うことになります。

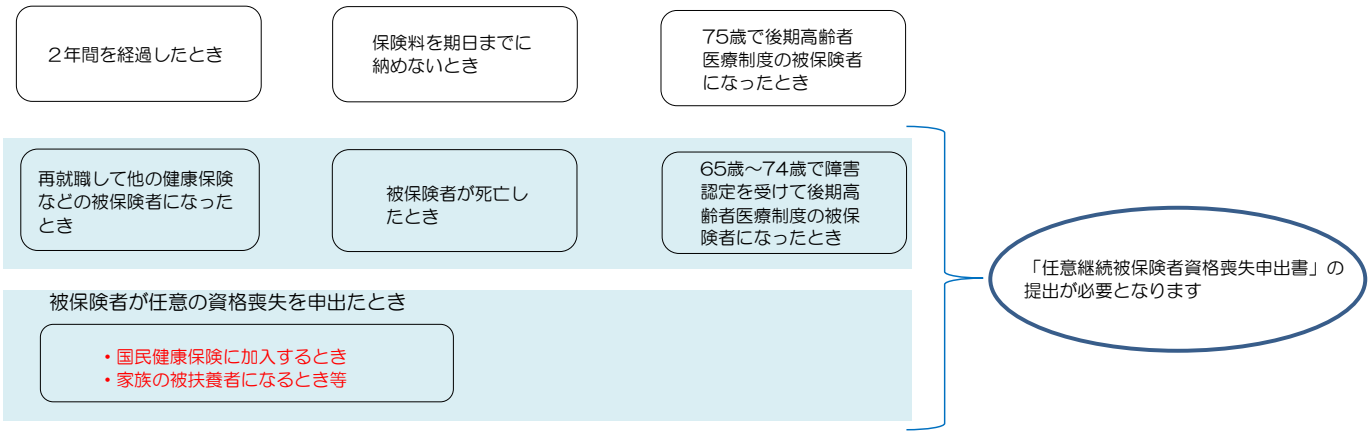


「任意継続被保険者資格喪失申出書」は被保険者が資格喪失する際に必要となります。
扶養家族の方が就職等で資格喪失する場合は、「被扶養者削除届」の提出が必要となります。

【保険料】
保険料は、標準報酬月額に保険料率をかけて算出します。
まず、

資格喪失時の標準報酬月額 と 任意継続被保険者の標準報酬月額上限額 を比べて
**低い方**の標準報酬月額が計算の基準になります。

ここで決める標準報酬月額は原則として２年間変わりませんので、
前年の収入により２年目の保険料は安くなる、ということはありません。ご注意ください。

低い方の標準報酬月額 × 保険料率（今までの会社負担分の保険料率＋自己負担分の保険料率）
が任意継続保険の保険料となります。

※任意継続被保険者の保険料には、会社負担はありませんので、全額自己負担となります。
※保険料率は西武健保ホームページからご確認いただけます。
ご自身の標準報酬月額や保険料がわからない方は、会社担当者へご確認ください。
任意継続被保険者の標準報酬月額上限額は、西武健保の全被保険者の標準報酬月額の平均を基に定められています。
※４０歳から６４歳までの被保険者の方は、介護保険料も併せて徴収します。
※新年度（４月）より保険料率が改定になること・任意継続被保険者の標準報酬月額上限額が見直され、保険料が変更になることがあります。変更がある場合、ご自宅へ通知をお送りしますのでご確認ください。

【保険料の納付方法】
①から③の中から選択していただきます。
②と③の前納制度をご利用いただくには、任意継続に加入した月の末日までに、前納分の保険料の払込が必要です。
・保険料の払込にあたり、別途手数料がかかる場合があります。
資格喪失日・申請書提出のタイミングによってご利用いただけない場合もありますのでご了承ください。

<table>
<tr><td></td><td>①毎月払い</td><td>②半年前納</td><td>③１年前納</td></tr>
<tr><td>初回保険料</td><td>払込票で払込<br>（申請書の提出日により<br>２ヶ月分となる場合もあります）</td><td>払込票で払込<br>（割引なし）</td><td>払込票で払込<br>（割引なし）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">※在職中の保険料は翌月払いとなっていましたが、任意継続に加入すると保険料は当月払いに変わります。<br>任意継続の資格取得月に最後の給与が支給される方で、給与から保険料が控除されている場合も、<br>その保険料は前月分となり、任意継続での保険料の重複しての請求はありません。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">その後の保険料</td><td rowspan="5">被保険者様名義の<br>ゆうちょ銀行口座から<br>毎月１０日に引落<br>（１０日が土休日の場合は翌営業日）</td><td colspan="2">4月から加入の場合（初年度）</td></tr>
<tr><td>5月から9月まで（5ヶ月）と<br>10月から翌年3月まで（半年分）を<br>払込（割引あり）</td><td>5月から翌年3月まで（11ヶ月分）を<br>払込（割引あり）</td></tr>
<tr><td colspan="2">2年目</td></tr>
<tr><td>4月から9月まで（半年分）と<br>10月から翌年3月まで（半年分）を<br>払込（割引あり）</td><td>4月から翌年3月までの<br>１年分を払込（割引あり）</td></tr>
<tr><td colspan="2">※上記期間の途中で資格の取得や喪失があるときは、<br>取得付きの翌月からまたは喪失月の前月までが<br>保険料の対象期間となります。</td></tr>
<tr><td colspan="3">・払込月に、ご自宅に払込票を送付します。<br>・前納保険料の払込手数料は、自己負担となります。<br>・納付期間の前月末日までに保険料が払込されないときは、<br>自動的に毎月払いに切り替えとなります。<br>・前納制度をご利用いただく方も、前納保険料が期限内に払込<br>されず毎月払いに切り替わるときと、西武健保からの給付金<br>の支給に使用するため、自動払込利用申込書をご提出いただ<br>きます。<br>・前納した保険料は、再就職して社会保険等の被保険者になっ<br>たとき、または死亡した場合のみ還付できます。</td></tr>
</table>

【保険給付】
医療費が高額になったときの給付は在職中と同じように受けられます。
ただし、傷病手当金および出産手当金は原則として支給されません。

【保健事業】
在職中と同じようにご利用いただけます。
各種健診（検診）や保養所もご利用いただけますので、所定の期日までに西武健保へ申込書をご提出ください。
申込書は、西武健保のホームページからダウンロードできます。

## ***任意継続加入手続きの流れ***

① 被保険者
・任意継続被保険者資格取得申請書と自動払込利用申込書、被扶養者のある方は必要な添付書類を会社へ提出してください。
・今まで使用していた資格確認書等・高齢証（発行済みの方）**を会社に返却**してください。
※自動払込利用申込書には、被保険者様名義のゆうちょ銀行通常貯金口座をご指定いただきますので、ゆうちょ銀行口座をお持ちでない方は、事前に口座を開設していただくことになります。

↓

② 会社
・退職日の翌日以降に、会社で作成した資格喪失届、回収した資格確認書等・高齢証（発行済みの方）、被保険者の方が記入した任意継続被保険者資格取得申請書と自動払込利用申込書、添付書類を西武健保へ提出します。

↓

③ 西武健保
・任意継続被保険者資格取得申請書を受理した後、初回保険料の払込票と資格情報のお知らせをご自宅へ送付します。
・資格確認書が必要な方は申請用紙を同封いたしますので必要事項を記入のうえ西武健保にご提出ください。

↓

④ 被保険者
・初回保険料の払込票が届いたら**ゆうちょ銀行で払込**してください。
※納付期限内に払込がなかったときは、任意継続被保険者にならなかったものとみなされます。